

## 第5次戸沢村総合計画後期基本計画及び第3期戸沢村人口ビジョン、第3期戸沢村まち・ひと・しごと創生総合戦略策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

第5次戸沢村総合計画後期基本計画及び第3期戸沢村人口ビジョン、第3期戸沢村まち・ひと・しごと創生総合戦略策定業務委託に係る公募型プロポーザルの各種手続き、要件及び審査等の内容については次のとおりとする。

### 1. 目的

戸沢村では「第5次戸沢村総合計画」が令和7年度に中間年度をむかえるとともに、同じく令和7年度に「第2期戸沢村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間が終了するため、社会の潮流や村の現況等を的確に分析し、時代の流れに即した総合計画後期基本計画と実効性の高い次期総合戦略の策定を行うことを目的とする。さらに、第2期人口ビジョンの見直しも行う。

受託者の選定にあたって、客観的かつ専門的な分析や計画立案など民間の専門的知識やノウハウを有する事業者から提案された企画等を一定の基準で評価選定する公募型プロポーザルを実施する。

### 2. プロポーザルの概要

公募型プロポーザル方式により、受託候補者を選定する。

### 3. 事業の概要

#### (1) 業務委託名

第5次戸沢村総合計画後期基本計画及び第3期戸沢村人口ビジョン、第3期戸沢村まち・ひと・しごと創生総合戦略策定業務委託

#### (2) 業務内容

別紙「第5次戸沢村総合計画後期基本計画及び第3期戸沢村人口ビジョン、第3期戸沢村まち・ひと・しごと創生総合戦略策定業務委託仕様書」のとおり

#### (3) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月27日まで

#### (4) 提案限度額

7,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

※提案はこの金額を超えないものとする。

#### (5) 契約方法

プロポーザルにより選定した事業者を相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約とする。

#### 4. 参加資格要件等

本プロポーザルに参加をしようとする者は、当該事業を的確に遂行する能力を有する事業者であり、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない。
- (2) 過去 5 年間（令和 2 年度～令和 6 年度）に完了した業務において、山形県内における総合計画または総合戦略の策定もしくは改定の契約実績（元請け受注したもの）を有すること（策定支援全体の実績であり、アンケート調査、印刷など業務の一部のみの実績は認めない）。
- (3) 公告の日から契約締結までの間に、国、山形県及び戸沢村から指名停止等の措置を受けていない。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続きの申立て、会社更生（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申立てがされていない。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団及びその構成員でない者であること。
- (6) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。
- (7) 本業務を一括再委託しない者であること。
- (8) 戸沢村で行う打ち合わせ等に出席できること。

#### 5. プロポーザル実施スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等の公表	令和 7 年 4 月 4 日（金）
質問書の提出期限	令和 7 年 4 月 11 日（金）
質問回答予定日	令和 7 年 4 月 16 日（水）
参加申込書・企画提案提出書類締切	令和 7 年 4 月 4 日（金） ～令和 7 年 4 月 17 日（木）正午まで必着
プロポーザル審査委員会	令和 7 年 4 月 21 日（月） ～令和 7 年 4 月 25 日（金）
選考結果通知	審査委員会の翌日以降速やかに行います。
契約締結	令和 7 年 5 月初旬（予定）

#### 6. 審査・選定等

審査委員会において、企画提案書等の提出のあった者によるプレゼンテーション、ヒアリング等を行い、これに対し審査（総合評価）を行い、最も評価点の高い者を第一優先交渉権者とする。なお、参加事業者が 1 者の場合でも、審査は成立するものとする。

### (1) 質問及び回答

質問書により行うこととし、口頭による質問は受け付けない。

- ・提出期限 令和7年4月11日(金)
- ・提出方法 質問書(様式6)を電子メール又はFAXで提出すること。
- ・回答方法 質問に対する回答は4月16日(水)(予定)に、戸沢村ホームページに掲載する。なお、回答内容は本実施要領等の追加又は修正とみなす。また、提出書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れがあるため受け付けない。

### (2) 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加する者は、次の要領で参加申込書(様式1)を提出する。

- ・提出期限 令和7年4月17日(木)
- ・受付時間 平日午前8時30分から午前12時00分まで
- ・提出方法 持参又は郵送による(必着)

### (3) 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加する者は、次の要領で企画提案書を正本1部、副本1部を提出する。

#### ・提出書類

企画提案提出書(様式2)

#### 1 企画提案書(任意様式)

提案者は、仕様書に示す内容に沿って企画提案書(任意様式)を作成してください。正本(1部)には、企画提案提出書(様式2)を添付して提出してください。

#### 2 業務工程表(任意様式)

作業項目ごとに示した工程表を作成してください。

#### 3 会社概要調書(様式3)

会社の概要について、記載してください。

#### 4 業務実施体制調書(様式4)

本業務における契約締結後の体制並びに担当者等について記載してください。

#### 5 業務実績書(様式5)

山形県内における過去5年以内(令和2年3月から令和7年3月まで)の総合計画または総合戦略の策定もしくは改定の契約実績について記載してください。

#### 6 見積書(見積内訳含む)(任意様式)

見積書のほか、積算根拠を明確にした見積内訳書を添付してください。

#### 7 その他関係書類(任意様式)

※戸沢村入札参加資格名簿に登録されていない者については、7として納税証明書（法人税・消費税等・地方消費税）の写し、定款を添付。

- ・提出期限 令和7年4月17日（木）
- ・受付時間 平日午前8時30分から午前12時00分まで
- ・提出方法 持参又は郵送による（必着）

#### （4）企画提案書等の審査

##### ①審査委員会の設置

本プロポーザルにおける受託候補者の選定は、審査委員会を設置し、当該審査委員会において、評価基準書（別紙1）に基づき審査を行う。なお、審査は非公開とし、選考結果等に関する異議申し立ては、一切受け付けない。

##### ②審査方法

提出された書類に基づき、企画提案書の内容に関するプレゼンテーション審査を行う。なお、4者以上の参加があった場合は、事前審査を行い、上位3者以内の者がプレゼンテーション診査へ進むものとする。

##### ア実施日時（予定）

令和7年4月21日（月）～4月25日（金）のうち1日

※開催時間は書面にて別途通知する。

##### イ実施場所

戸沢村役場

##### ウ実施時間

1社につきプレゼンテーション20分、質疑応答10分、計30分程度とする。

##### エ出席者

業務実施体制調書（様式4）に記載した管理責任者は必ず出席するものとし、計3名までとする。

##### オその他

- ・プレゼンテーションは、企画提案書類に記載した内容をスライド等で表現したものとし、新たな内容の資料提示は認めない。
- ・プロジェクター及びスクリーンは本村で準備するが、それ以外のパソコン等の機器は持参のこと。

#### （5）審査結果の通知

審査結果（選定結果）は、プレゼンテーション審査を行った全参加者に対し、書面にて通知する。審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

## 7. その他

### (1) 失格事項

参加表明者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ・提出期限後に書類の提出があった場合。
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ・本要領に違反する記載があった場合。
- ・その他事業担当課等が本要領に違反すると認めた場合。

### (2) 業務の契約

審査の結果、決定された契約予定者とさらに業務実施方針や手法等について協議・調整を行い、正式に決定したうえで、随意契約の方法により契約を締結する。なお、第一優先交渉権者との交渉が不調に終わった場合は、次点とされた者と交渉する可能性がある。

### (3) 留意事項

- ・本プロポーザルに係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- ・企画提案は、1者1案とする。
- ・本プロポーザルの手続きに使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- ・提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。
- ・提出された書類は返却しない。
- ・本事業の成果物等にかかる権利は、戸沢村に帰属する。

## 9. 事業担当課（書類等提出先）

〒999-6401

山形県最上郡戸沢村大字古口270番地

戸沢村まちづくり課 企画調整係

TEL：0233-72-2152

FAX：0233-72-2116

E mail：kikaku@vill.tozawa.yamagata.jp

H P：http://www.vill.tozawa.yamagata.jp

## 別紙1 審査基準

### 1. 審査基準表

審査項目	審査視点	配点	事前 審査
業務体制	・担当者の経験・実績があり業務進行において十分な人員が配置されているか（フットワーク・熱意・信頼できるか）	10	●
業務工程	・業務工程が効率的かつ実現可能なものか。 ・業務単位ごとに適切に分けられた工程が示されているか。	10	●
業務実績	・業務実績は十分にあるか。	10	●
見積額	・見積金額は妥当性のあるものか。	10	●
情報収集、分析	・後期基本計画及び次期総合戦略策定に有用な基礎データとなる調査内容、分析手法となっているか。 ・各種データを集約し、わかりやすい資料作成が期待できるか。	20	
総合計画、総合戦略の考え方	・これまでの村政の考え方を踏まえた提案となっているか。 ・人口減少等の社会情勢の変化や村の現状を的確に捉えているか。また、変化や現状に対して効果的かつ実効性のある計画となるような考え方が明確に示されているか。	20	
プレゼンテーションについて	・本業務の目的を十分理解した提案となっており、説得力、意欲があるか。 ・質問に対し、的確かつ簡潔明瞭に答えているか。	20	
合計		100	

### 2. 各配点の考え方

#### (1) 評価点

評価		優れている	やや 優れている	普通	やや 劣っている	劣っている	提案なし
得点	配点 10 点 の項目	10	8	6	4	2	0
	配点 20 点 の項目	20	16	12	8	4	0

### 3. 選定方法

- (1) 基準点を満たし、評価点の総合評価点が最も高い提案者を受託候補者とする。
- (2) 評価点が同点の場合は、審査委員の支持が多数の事業者を受託候補者とする。